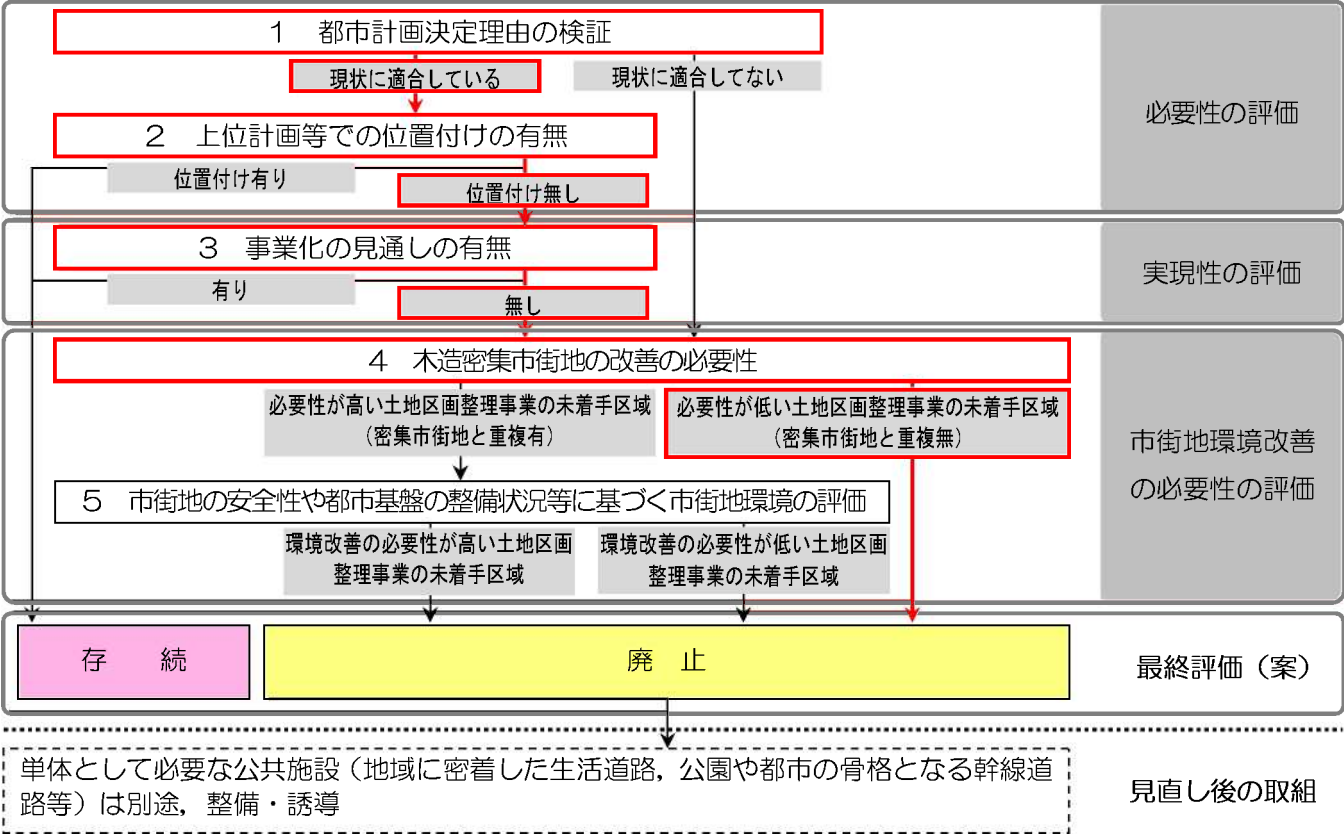
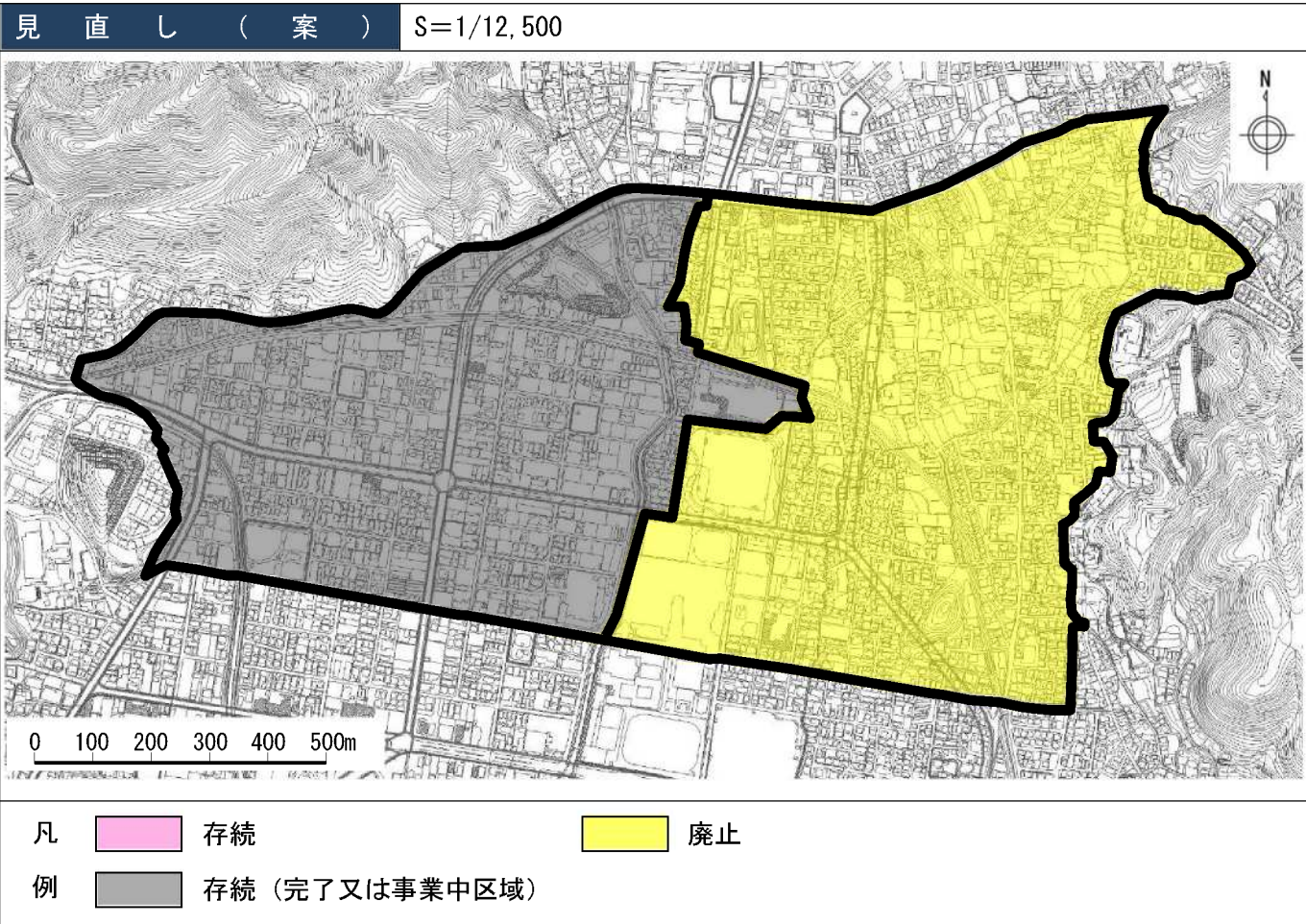


洛北第二地区土地区画整理事業の見直し方針

1. 見直し（案）



※詳細の評価内容は8 洛北第二-2 頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現 状 に 適 合 して いる	不適合 決定理由①：スプロール化を防止する 本地区は、約5割の地区で事業に着手し、残りの未着手区域も、民間開発などにより、住宅市街地が既に形成されているため、スプロール化を防止するという決定理由は現状に適合していない。
		適合 決定理由②：公共施設を整備する 本地区は、未整備の都市計画道路が残っているため、公共施設を整備するという決定理由は現状に適合している。
2 上位計画等での位置付けの有無	位 置 付 け し 無	上位、関連計画に政策的なプロジェクトとして土地区画整理事業を推進する計画はない。
3 事業化の見通しの有無	無 し	＜事業着手の見通し＞ ・本計画区域での土地区画整理事業の事業着手の見通しはない。 ※多数の関係権利者が存在するため、事業が長期化し、早期の事業効果の発現が期待できない。
		＜住民主体の取組・機運＞ ・土地区画整理事業に対する具体的な取組や機運の高まりはない。
4 木造密集市街地の改善の必要性	必要性が低い 土地区画整理事業の未着手区域	未着手区域で「全国共通の指標による木造密集市街地」と重複する区域はない。 ※「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針（平成24年7月策定）」

「1 都市計画決定理由の検証」で決定理由が複数ある場合は、その一つでも現状に適合している場合に「現状に適合している」、全てが現状に適合していない場合に「現状に適合していない」としている。



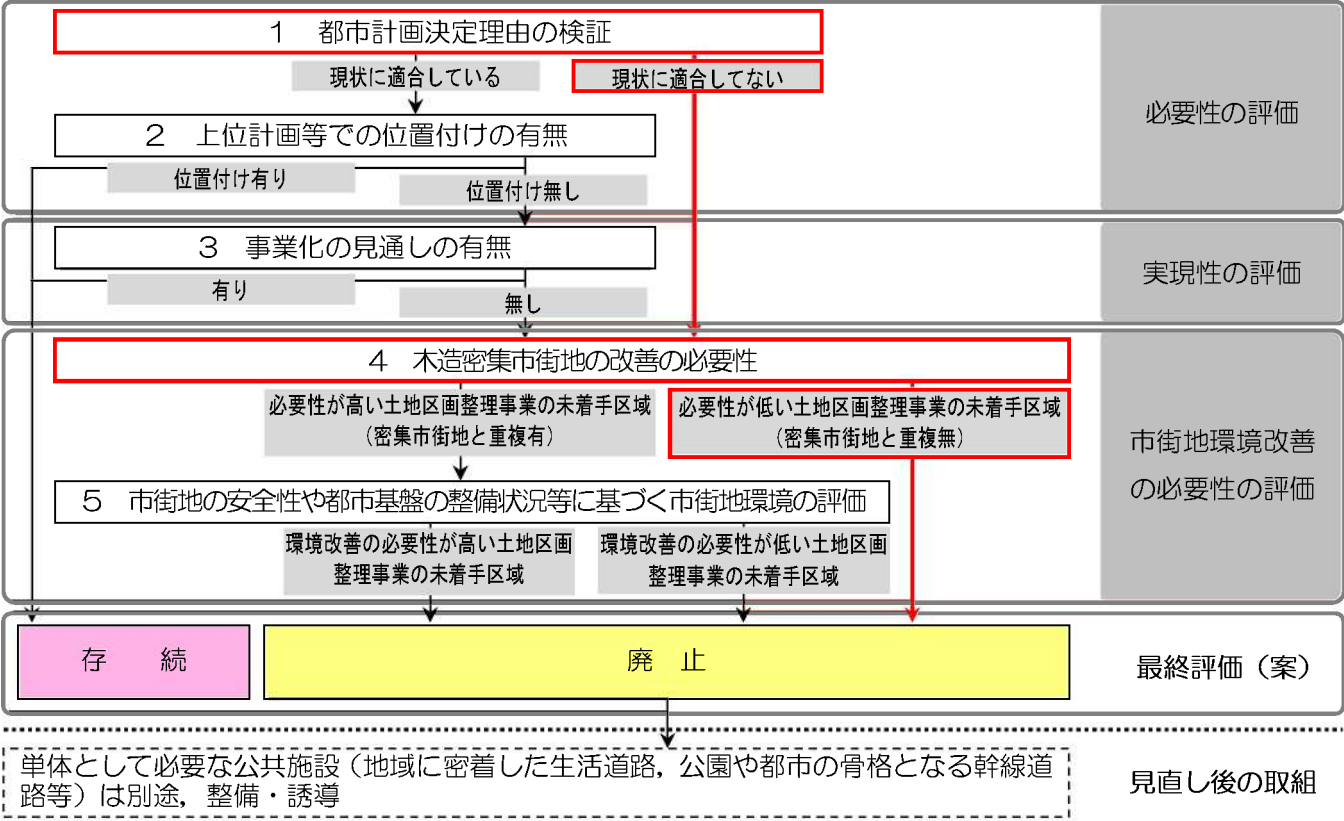
見直し（案）	計画面積（ha）	未着手面積（ha）	廃止面積（ha）
区域の一部廃止	120.0	66.7	66.7

《土地区画整理事業を廃止する区域における、今後のまちづくりについて》

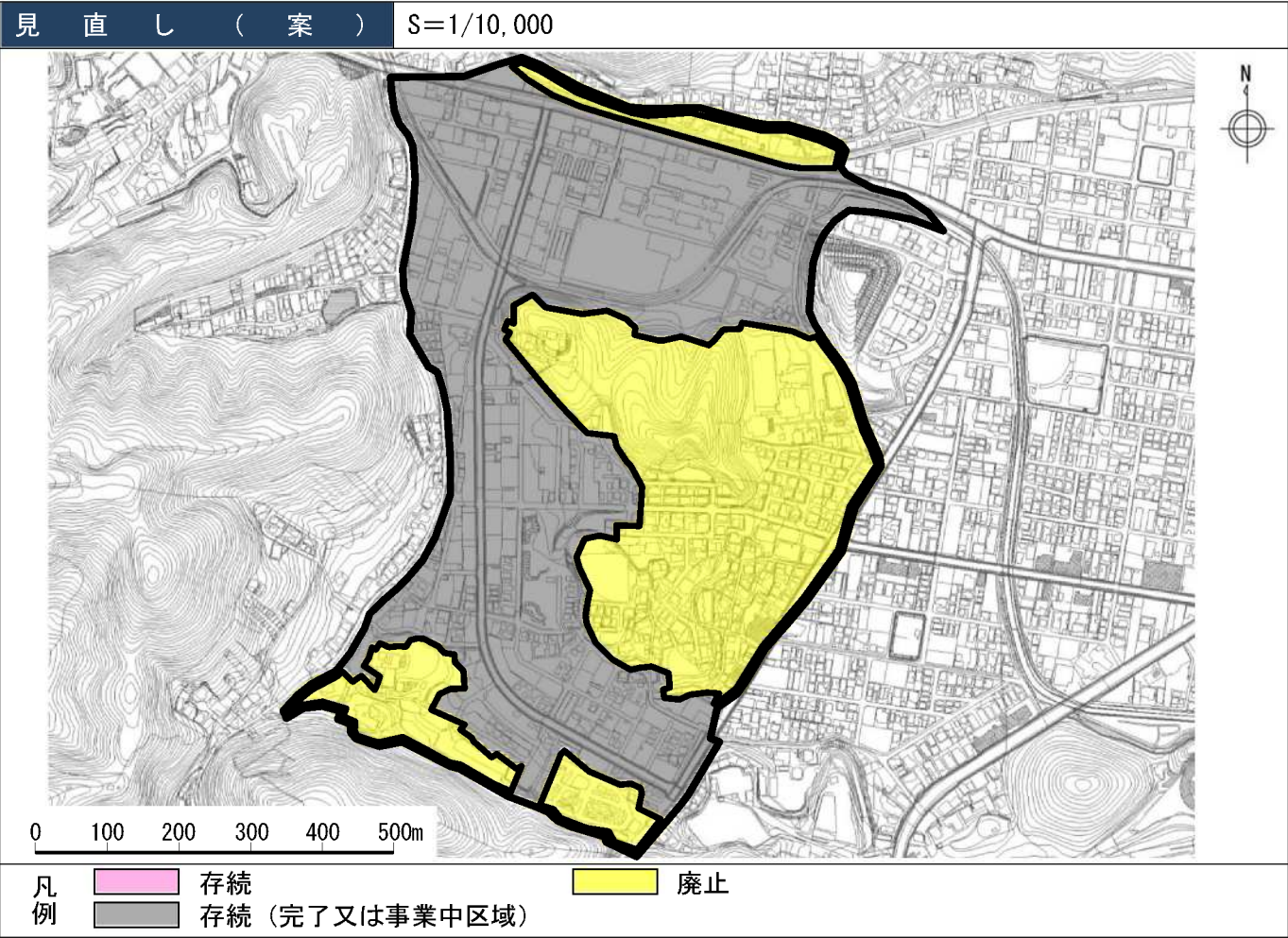
本地区は、「全国共通の指標による木造密集市街地」と重複する区域はないが、良好な住環境づくりを目指し、土地区画整理事業の廃止後も、必要に応じて別途、地域に密着した生活道路や公園、都市の骨格となる幹線道路等の公共施設の整備・誘導を行う。

洛北第三地区土地区画整理事業の見直し方針

1. 見直し（案）



※詳細の評価内容は9 洛北第三-2 頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



3. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容	
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合していない	不適合	決定理由①：スプロール化を防止する 本地区は、約6割の地区で事業に着手または完了し、残りの未着手区域も、山林や寺院、自動車教習所などが一団地となっているほか、民間開発などにより、良好な住宅市街地が既に形成されているため、スプロール化を防止するという決定理由は現状に適合していない。
		不適合	決定理由②：公共施設を整備する 本地区は、未整備の都市計画施設がないため、公共施設を整備するという決定理由は現状に適合していない。
4 木造密集市街地の改善の必要性	必要性が低い 土地区画整理事業の未着手区域	未着手区域で「全国共通の指標による木造密集市街地」と重複する区域はない。 ※「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針（平成24年7月策定）」	

「1 都市計画決定理由の検証」で決定理由が複数ある場合は、その一つでも現状に適合している場合に「現状に適合している」、全てが現状に適合していない場合に「現状に適合していない」としている。



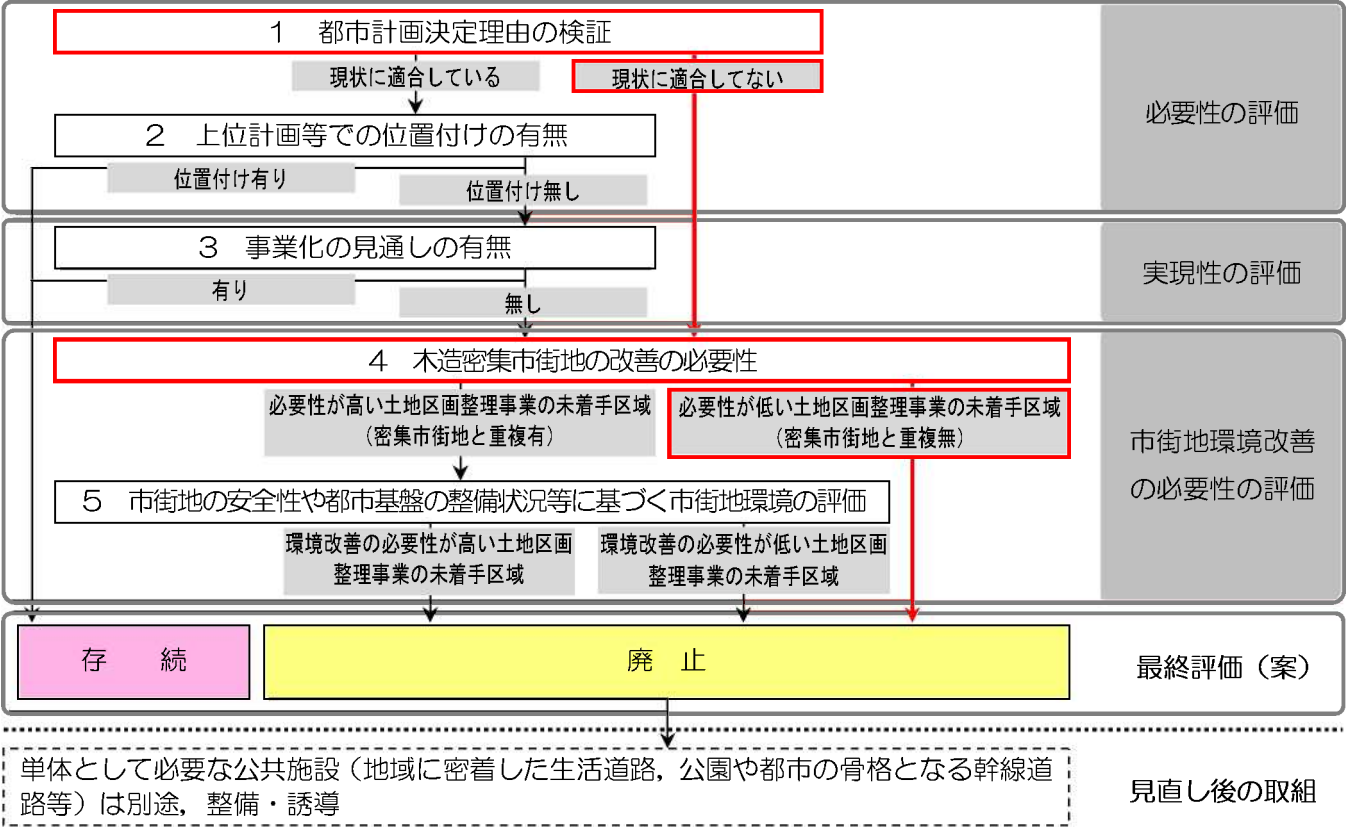
見直し（案）	計画面積（ha）	未着手面積（ha）	廃止面積（ha）
区域の一部廃止	55.5	22.9	22.9

《土地区画整理事業を廃止する区域における、今後のまちづくりについて》

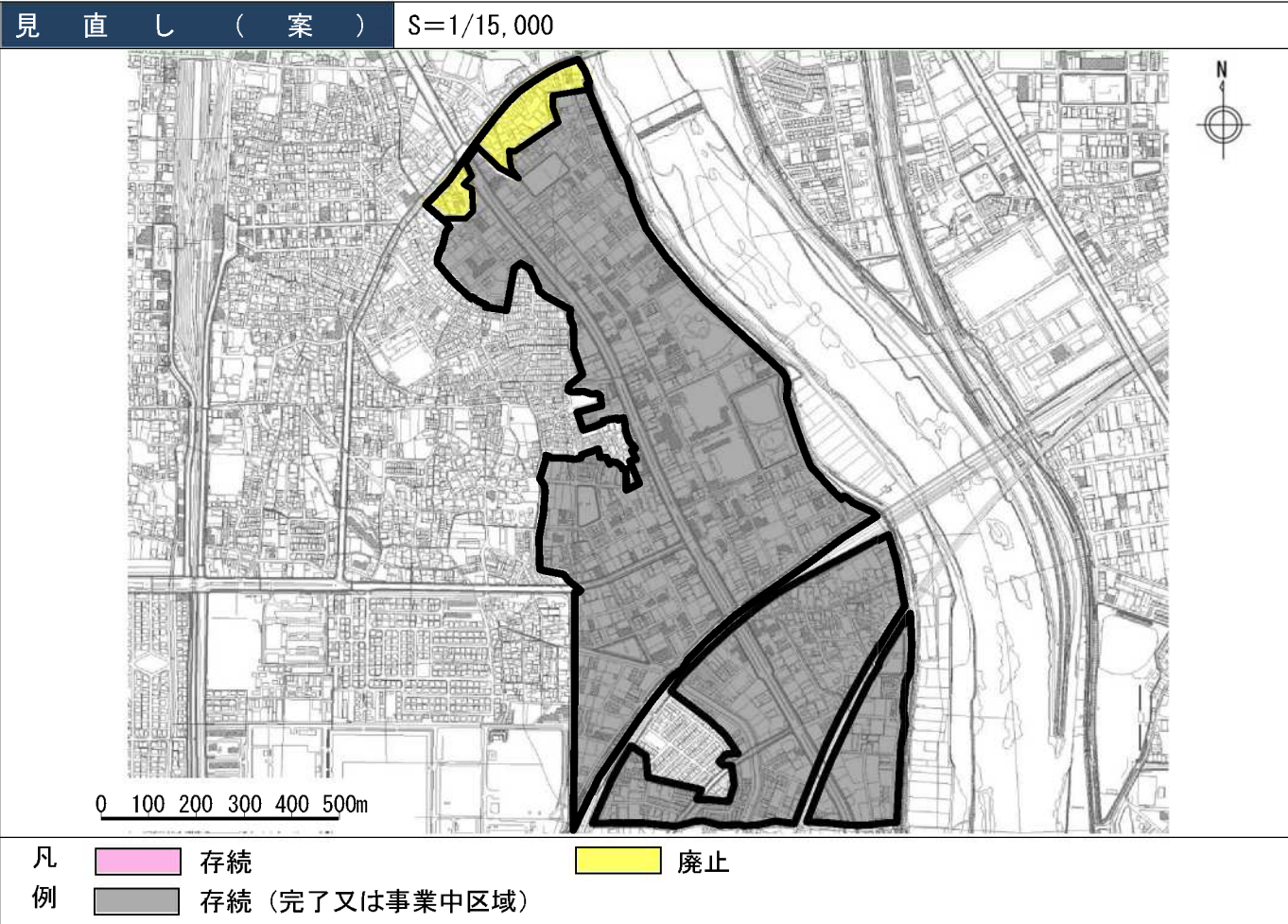
本地区は、「全国共通の指標による木造密集市街地」と重複する区域はないが、土地区画整理事業の廃止後も、必要に応じて別途、地域に密着した生活道路や公園等の公共施設の整備・誘導を行う。

洛西第一地区土地区画整理事業の見直し方針

1. 見直し（案）



※詳細の評価内容は10 洛西第一-2 頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容	
1 都市計画決定理由の検証	現 状 に 適 合 して いない	不適合	決定理由①：スプロール化を防止する 本地区は、約9割の地区で事業を完了し、残りの未着手区域も、旧街道沿いに住宅市街地が既に形成されているため、スプロール化を防止するという決定理由は現状に適合していない。
			決定理由②：公共施設を整備する 本地区は、地区北端に位置する山陰街道の一部を除いて未整備の都市計画施設がないため、公共施設を整備するという決定理由は現状に適合していない。
		不適合	決定理由③：公共施設を整備する 本地区は、地区北端に位置する山陰街道の一部を除いて未整備の都市計画施設がないため、公共施設を整備するという決定理由は現状に適合していない。
			決定理由④：公共施設を整備する 本地区は、地区北端に位置する山陰街道の一部を除いて未整備の都市計画施設がないため、公共施設を整備するという決定理由は現状に適合していない。
4 木造密集市街地の改善の必要性	必要性が低い 土地区画整理事業の未着手区域	未着手区域で「全国共通の指標による木造密集市街地」と重複する区域はない。 ※「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針（平成24年7月策定）」	

「1 都市計画決定理由の検証」で決定理由が複数ある場合は、その一つでも現状に適合している場合に「現状に適合している」、全てが現状に適合していない場合に「現状に適合していない」としている。



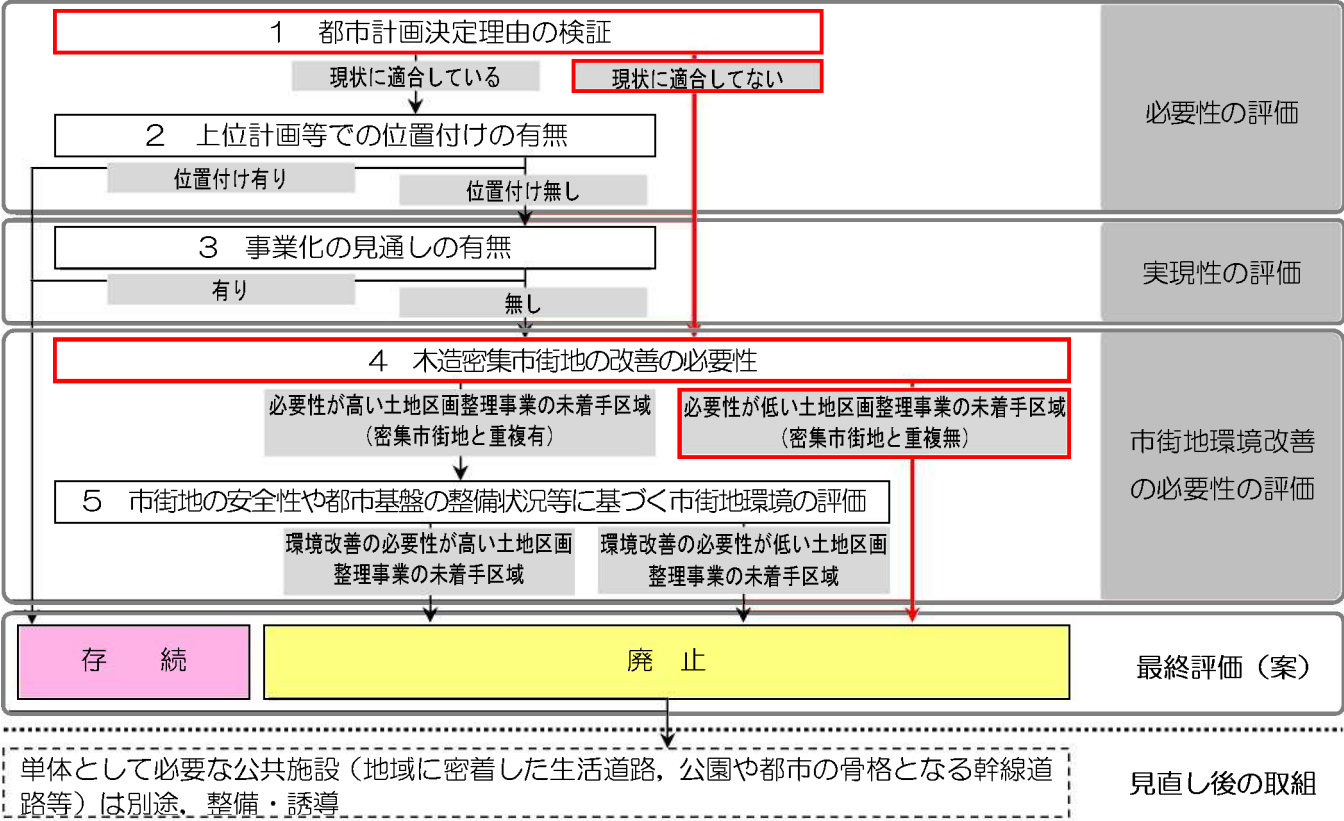
見直し（案）	計画面積（ha）	未着手面積（ha）	廃止面積（ha）
区域の一部廃止	79.0	5.9	5.9

《土地区画整理事業を廃止する区域における、今後のまちづくりについて》

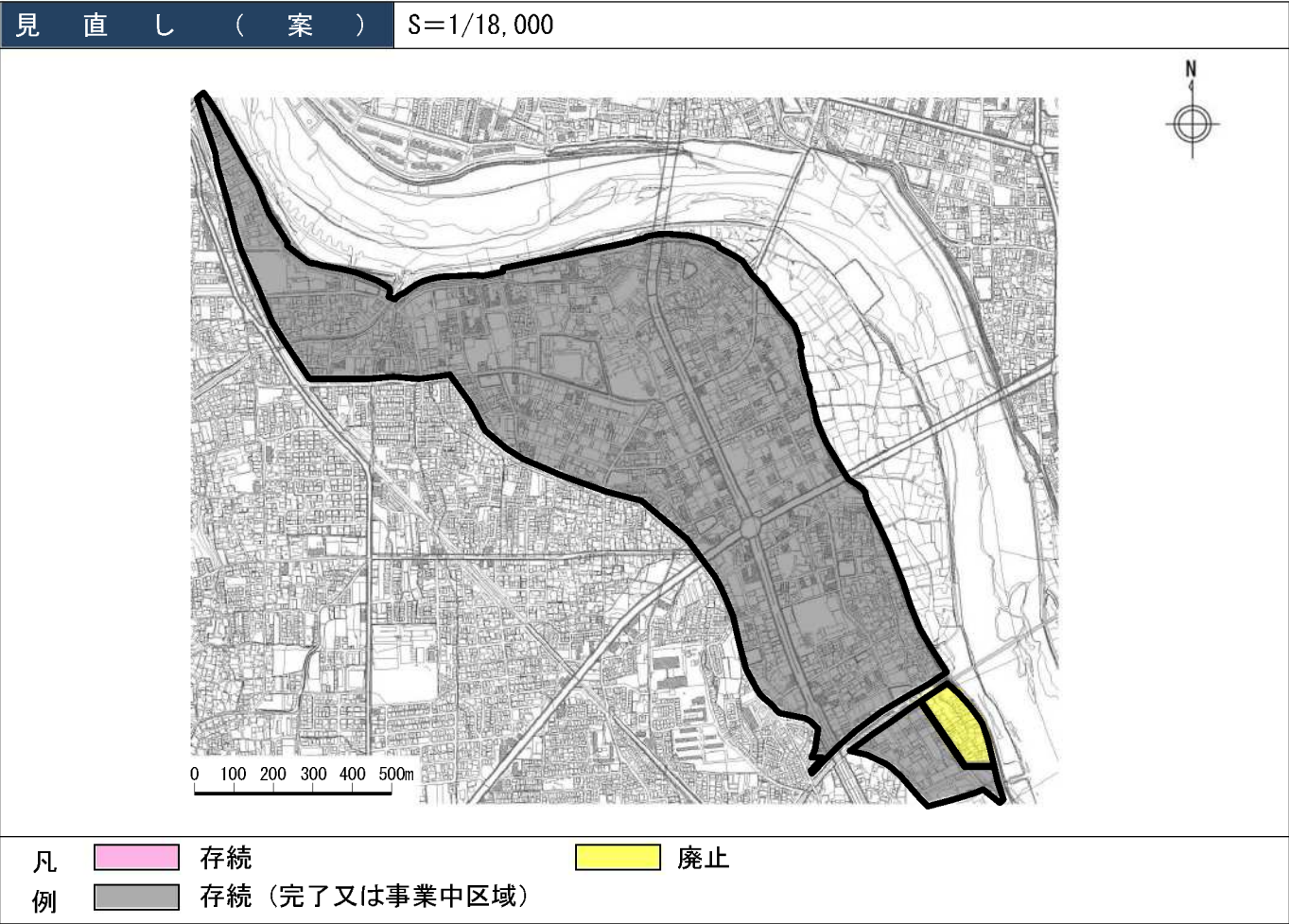
本地区は、「全国共通の指標による木造密集市街地」と重複する区域はないが、良好な住環境づくりを目指し、土地区画整理事業の廃止後も、必要に応じて別途、地域に密着した生活道路や公園、都市の骨格となる幹線道路等の公共施設の整備・誘導を行う。

洛西第二地区土地区画整理事業の見直し方針

1. 見直し（案）



※詳細の評価内容は11 洛西第二-2 頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容	
1 都市計画決定理由の検証	現 状 に 適 合 して いない	不適合	決定理由①：スプロール化を防止する 本地区は、ほぼ全域は事業を完了し、残りの未着手区域も、民間開発などにより、良好な市街地が既に形成されていることから、スプロール化を防止するという決定理由は現状に適合していない。
			決定理由②：公共施設を整備する 本地区は、未整備の都市計画施設がないため、公共施設を整備するという決定理由は現状に適合していない。
		不適合	決定理由③：公共施設を整備する 本地区は、未整備の都市計画施設がないため、公共施設を整備するという決定理由は現状に適合していない。
			決定理由④：公共施設を整備する 本地区は、未整備の都市計画施設がないため、公共施設を整備するという決定理由は現状に適合していない。
4 木造密集市街地の改善の必要性	必要性が低い 土地区画整理事業の未着手区域	未着手区域で「全国共通の指標による木造密集市街地」と重複する区域はない。 ※「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針（平成24年7月策定）」	

「1 都市計画決定理由の検証」で決定理由が複数ある場合は、その一つでも現状に適合している場合に「現状に適合している」、全てが現状に適合していない場合に「現状に適合していない」としている。



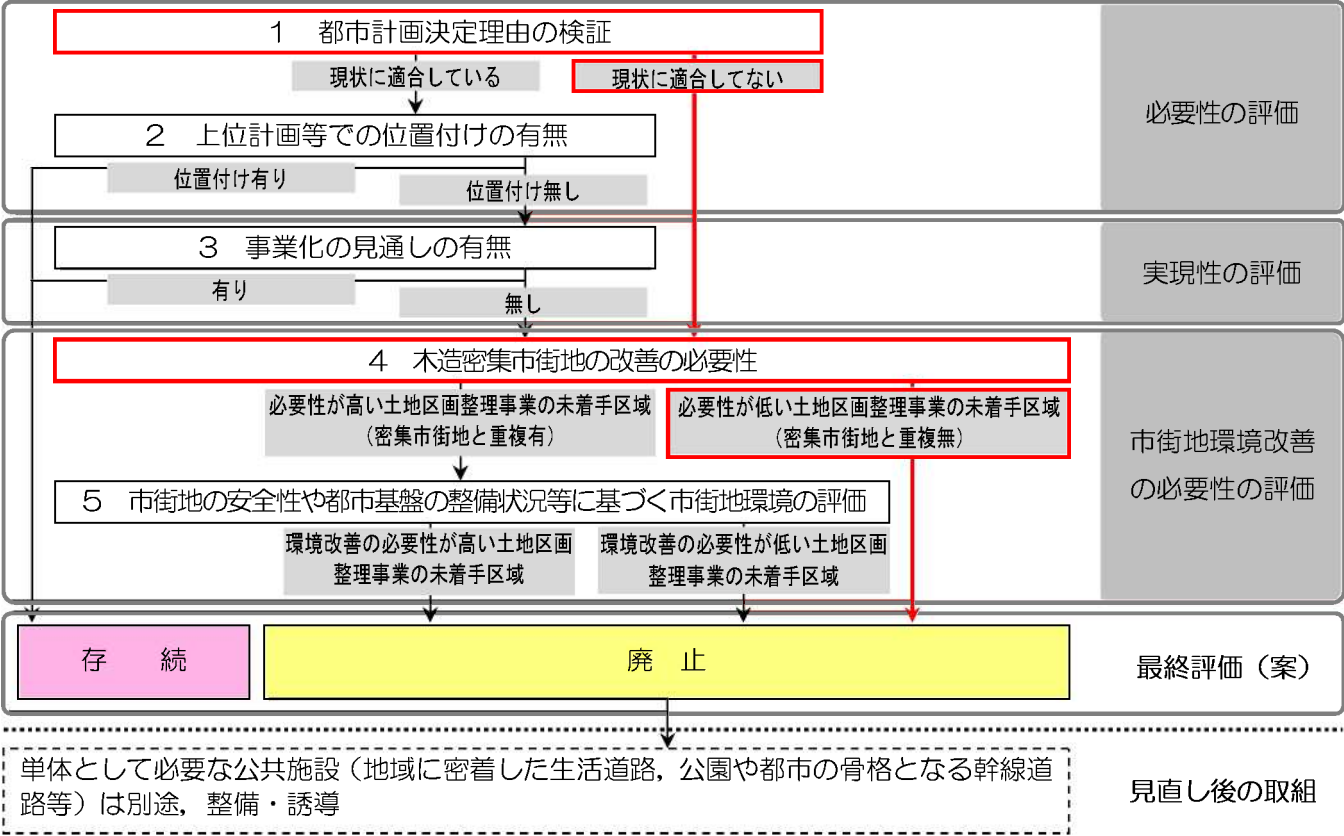
見直し（案）	計画面積（ha）	未着手面積（ha）	廃止面積（ha）
区域の一部廃止	98.1	1.5	1.5

《土地区画整理事業を廃止する区域における、今後のまちづくりについて》

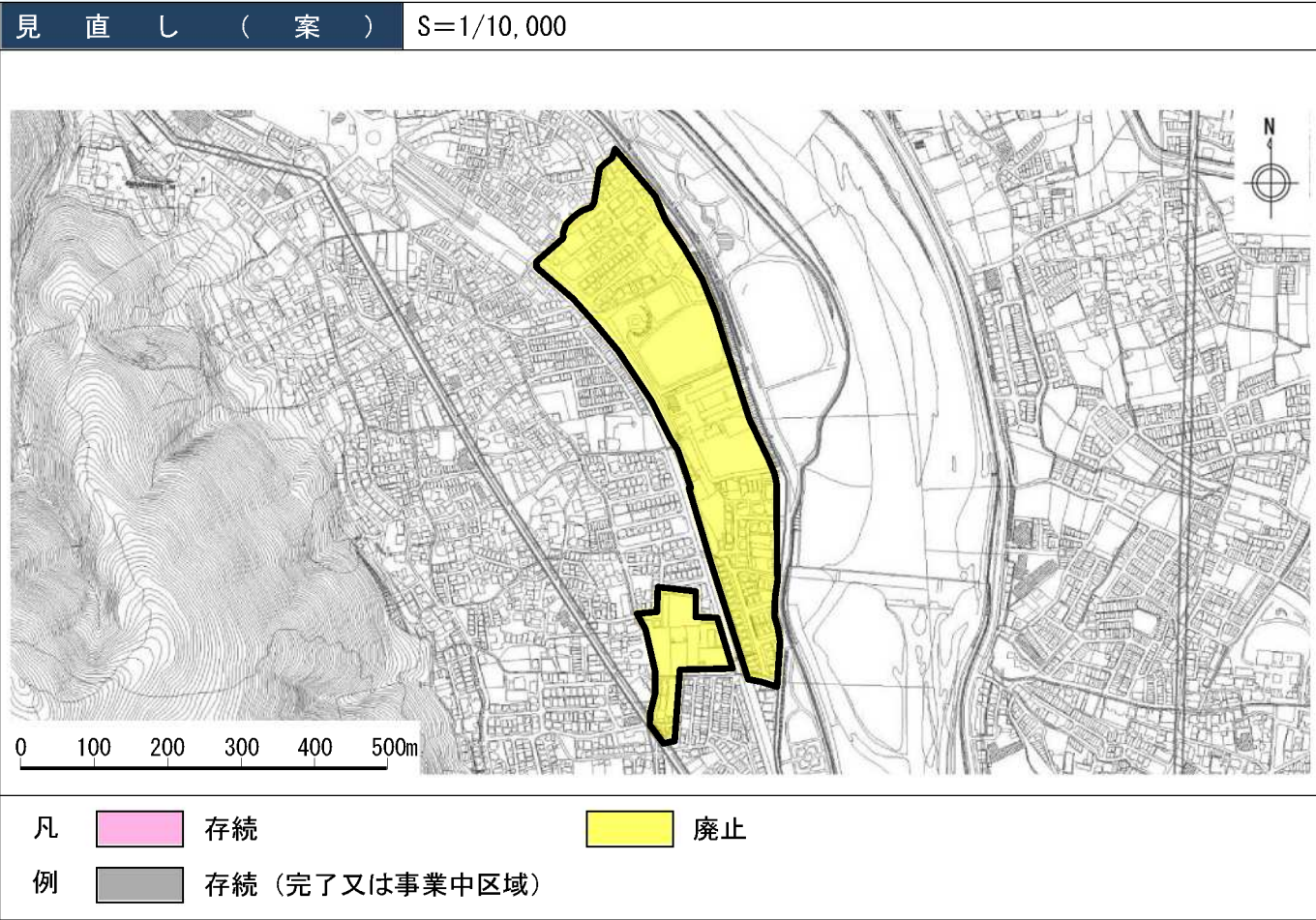
本地区は、「全国共通の指標による木造密集市街地」と重複する区域はないが、土地区画整理事業の廃止後も、必要に応じて別途、地域に密着した生活道路や公園等の公共施設の整備・誘導を行う。

洛西第三地区土地区画整理事業の見直し方針

1. 見直し（案）



※詳細の評価内容は12 洛西第三-2 頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容	
1 都市計画決定理由の検証	現 状 に 適 合 して いない	不適合	決定理由①：スプロール化を防止する 本地区は、学校やグラウンドとして土地利用されているほか、民間開発などにより、良好な住宅市街地が既に形成されているため、スプロール化を防止するという決定理由は現状に適合していない。
		不適合	決定理由②：公共施設を整備する 本地区は、地区南端に位置する嵐山榎原線の一部を除いて未整備の都市計画施設がないため、公共施設を整備するという決定理由は現状に適合していない。
4 木造密集市街地の改善の必要性	必要性が低い 土地区画整理事業の未着手区域	未着手区域で「全国共通の指標による木造密集市街地」と重複する区域はない。 ※「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針（平成24年7月策定）」	

「1 都市計画決定理由の検証」で決定理由が複数ある場合は、その一つでも現状に適合している場合に「現状に適合している」、全てが現状に適合していない場合に「現状に適合していない」としている。



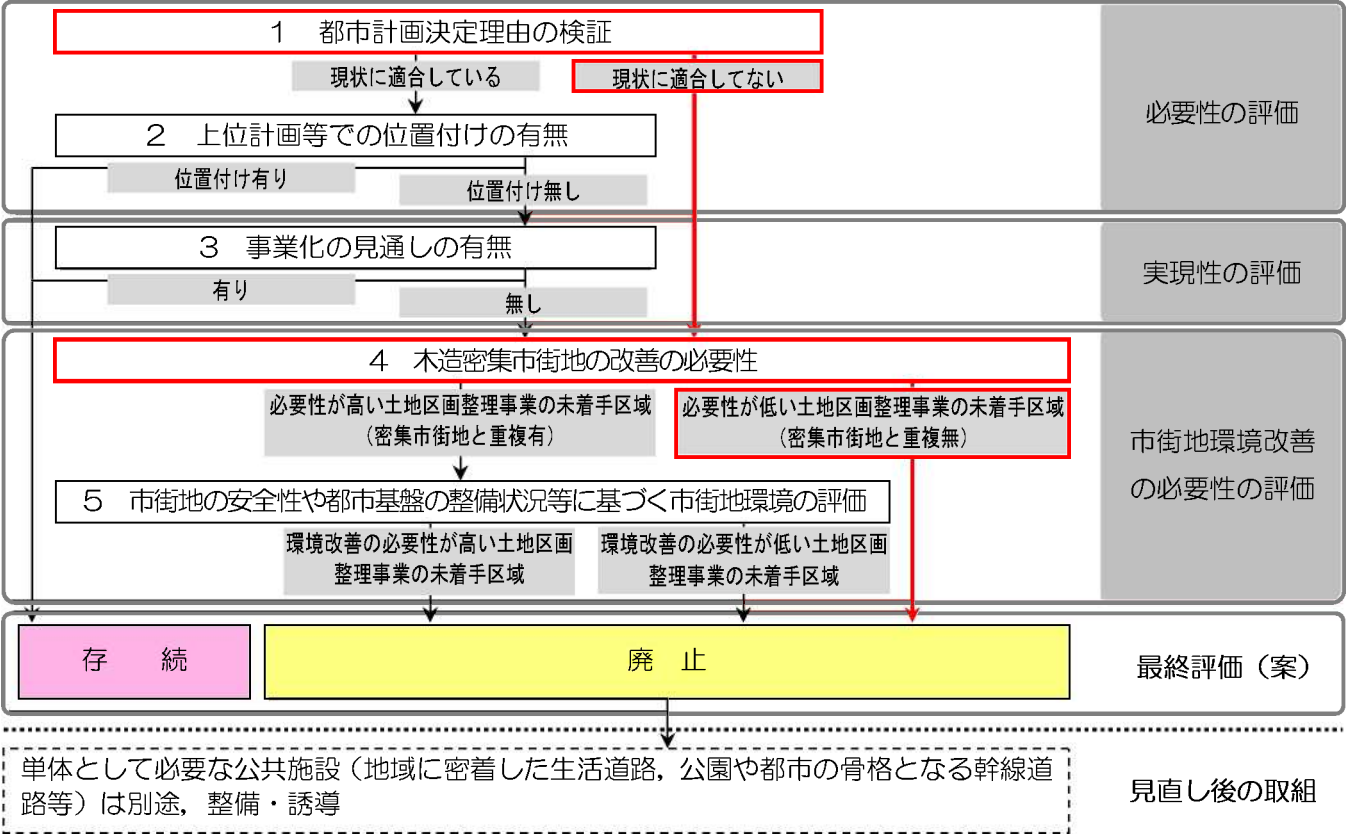
見直し（案）	計画面積（ha）	未着手面積（ha）	廃止面積（ha）
区域の全廃止	10.0	10.0	10.0

《土地区画整理事業を廃止すべき区域》

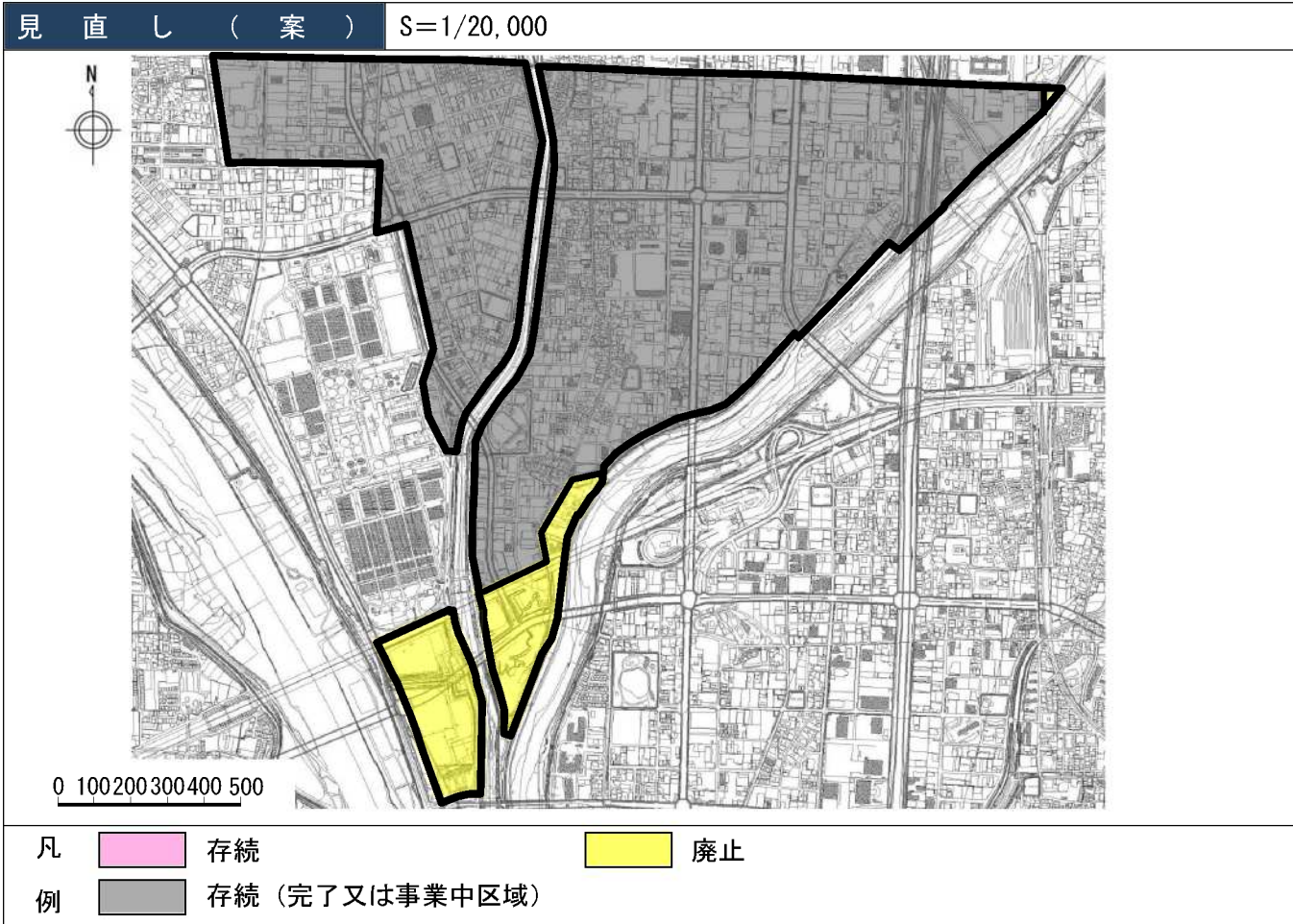
本地区は、「全国共通の指標による木造密集市街地」と重複する区域はないが、土地区画整理事業の廃止後も、必要に応じて別途、地域に密着した生活道路や公園、都市の骨格となる幹線道路等の公共施設の整備・誘導を行う。

上鳥羽南部地区土地区画整理事業の見直し方針

1. 見直し（案）



※詳細の評価内容は13 上鳥羽南部-2 頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容	
1 都市計画決定理由の検証	現 状 に 適 合 して いない	不適合	決定理由①：スプロール化を防止する 本地区は、約9割の地区で事業に着手し、残りの未着手区域も、下水処理場や地区公園などの都市施設用地のほか、良好な住宅市街地が既に形成されていることから、スプロール化を防止するという決定理由は現状に適合していない。
		不適合	決定理由②：公共施設を整備する 本地区は、未整備の都市計画施設の区域は、下水処理場や公園などの都市施設用地であることから、土地区画整理事業により用地を確保し、公共施設を整備するという決定理由は現状に適合していない。
4 木造密集市街地の改善の必要性	必要性が低い 土地区画整理事業の未着手区域	未着手区域で「全国共通の指標による木造密集市街地」と重複する区域はない。 ※「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針（平成24年7月策定）」	

「1 都市計画決定理由の検証」で決定理由が複数ある場合は、その一つでも現状に適合している場合に「現状に適合している」、全てが現状に適合していない場合に「現状に適合していない」としている。



見直し（案）	計画面積（ha）	未着手面積（ha）	廃止面積（ha）
区域の一部廃止	166.8	15.8	15.8

《土地区画整理事業を廃止する区域における、今後のまちづくりについて》

本地区は、「全国共通の指標による木造密集市街地」と重複する区域はないが、土地区画整理事業の廃止後も、必要に応じて別途、地域に密着した生活道路や公園、都市の骨格となる幹線道路等の公共施設の整備・誘導を行う。

事務局：京都市都市計画局都市企画部都市計画課

住所：〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

TEL：075-222-3505 FAX：075-222-3472

URL：<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/55-5-0-0-0-0-0-0-0-0.html>